

小牧市下水道事業告示第2号

小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年小牧市条例第15号）第5条第1項の規定に基づき負担金の第12負担区第6賦課対象区域及び第13負担区第3賦課対象区域を次のとおり定める。

令和8年4月1日

小牧市下水道事業

小牧市長 天 野 正 基



第12負担区第6賦課対象区域

- ・大字久保一色字流、字六反田、字佃、字仲ノ町、字関ノ方、字北浦、字本田屋敷、字荒田、字北屋敷の一部区域

第13負担区第3賦課対象区域

- ・大字上末字東山の一部区域
- ・大字池之内字南廻間、字砂原、字峠、字前田、字高畑の一部区域